

# 告 示

## 埼玉県告示第八百九十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年七月八日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあつた年月日

平成二十八年七月一日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人川越子育てネットワーク

三 代表者の氏名

本田 倫江

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市広栄町二番地二（四〇四号室）

五 定款に記載された目的

この法人は、親と子と子育てに関わるすべての人に対し、当事者の視点で、二  
一子に気づき、つどい・学び・育ち合う場づくりと情報発信を核とした事業を行  
い、お互いに支えあうことで誰もが生き生きと自分らしくいられるコミュニティ  
作りに寄与することを目的とする。